

日本文理大学知的財産ポリシー

I. 基本的な考え方

本学は、建学の精神「産学一致」に沿って、創立時より、広く産業界との交流を深め、教育研究活動を行ってきた。

創立 40 周年を機に、大学の基本理念として「産学一致」「人間力の育成」「社会地域貢献」を掲げ、地域産業界と人材育成を繋ぐ役割を担っている。

本学では、研究活動において、個々の研究者が論文発表により評価を高めるに留まらず、新しい価値の創造に向けた研究活動も重視するよう全学で意識改革に取り組んできた。

さらに、地域社会や産業界との連携を推進することが重要であると考え、研究成果を地域社会の問題解決に活用すべく、地域での研究発表会の実施、研究活動に関する情報収集等、情報発信を積極的に行い、広く社会に還元することを目指している。

これら研究活動を推進するために、本学では、共同研究や受託研究および奨学寄附金等の受け入れ体制を整備している。

II. 知的財産ポリシーの対象

知的財産とは、教育・研究等の活動を通じて生み出された知的財産創造物のうち、財産としての価値を持つものをいう。本ポリシーの適用となる対象者（以下「対象者」という。）は、次の者とする。

- (1) 本学の専任の教員（特任教員・有期契約職員を含む。）。
- (2) 本学の専任の職員（嘱託契約職員・パートタイマー職員を除く。）。
- (3) 本学の非常勤講師・客員教授等で、知的財産に関する契約を締結している者。
- (4) 本学又は本学が受け入れた公の経費や設備を用いた研究活動を行った者。
- (5) 日本文理大学職務発明規程第 2 条第 1 号に定める発明等（以下「発明等」という。）であって、その性質上大学の業務範囲に属し、かつ、その発明等の創作をするに至った行為が、大学における教職員等の現在または過去の職務に属する者。
- (6) その他、任用に当たり本学と知的財産に関する契約を締結している者。

III. 研究成果等に関する取り扱いと権利の帰属・承継

- (1) 対象者により創作された職務上の研究成果に基づく知的財産は、原則、本学に帰属するものとする。
- (2) ただし、知的財産は発明委員会の審議を経て発明者個人に返還、あるいは、企業に譲渡することができるものとする。
- (3) 本学に帰属する知的財産について発明委員会での審議を経て承継しないことが適当であると認められた場合には、知的財産は創作した対象者や権利関係者に権利を返還、あるいは

譲渡することができる。

IV. 知的財産の管理・活用の推進

本学が承継することとした知的財産は、速やかに本学の費用と責任において、特許等の出願を行う。

本学が行った出願については、原則として、審査請求、中間手続等の権利化及び登録後の権利維持並びに権利活用を積極的に図る。ただし、権利化、権利維持する意義及び費用を勘案し、これらを放棄又は当該発明等を行った対象者に返還することがある。

V. 知的財産権の実施に伴う創作者への報酬

本学に帰属する日本文理大学発明規程第2条第3号に定める知的財産権（以下「知的財産権」という。）の実施許諾若しくは譲渡により収入を得たときは、知的財産権に係る発明者に対し、日本文理大学職務発明等補償金支払い要項に基づき、実施補償金を支払うものとする。

VI. 共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方

〔共同研究・受託研究における成果の帰属・管理〕

(1) 共同研究により生じる知的財産の扱い

共同研究とは大学と企業等が共通の課題について行う研究で、企業等との共同研究において生まれた知的財産については、原則として企業等と大学の共有物として扱う。この知的財産に係る出願等に要する費用、権利化後の維持・管理等に伴う費用の負担割合は協議の上決定する。

(2) 受託研究により生じる知的財産の扱い

受託研究とは大学が企業等からの委託を受けて対象者が公務として研究を行い、その成果を委託者へ報告する研究で、企業等からの受託研究において生まれた知的財産については、原則として大学の帰属とする。ただし、企業等との契約において、別の定めがある場合は、別途、協議の上決定する。

〔承継・維持しない知的財産の取り扱い〕

発明委員会で承継あるいは権利化後に維持しないと決定された知的財産は、発明者等に帰属させることが出来る。

〔知的財産の活用・利用〕

本学が承継及び取得することになった知的財産については、社会還元及び次世代の教育研究に活用できるよう、その権利の管理・保全及び活用を図る。

〔知的財産の係争、訴訟に対する対応〕

本学に帰属する知的財産に係る係争や訴訟等が発生した場合、発明委員会を開催し、対応する。

VII. 守秘義務

対象者が創作した知的財産の取扱いに関わる全ての者は、知的財産の内容、契約内容、その他未公開の知的財産に関する事項について、必要な期間、秘密を保持しなければならない。

VIII. 知的財産の取扱いに関する異議申し立て手続と処理方法

対象者は、本ポリシーに定める知的財産の取扱いについて異議がある場合は、学長に異議を申し立てることができる。異議の申し立てを受けた学長は、発明委員会の審議を経て、速やかにその取り扱いを決定する。

なお、上記の決定に対して、再度同じ内容の異議の申し立てを行うことはできない。